

## 平成 2 3 年度実施方針

エネルギー対策推進部

1. 件名 エネルギー使用合理化事業者支援事業
2. 根拠法 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 5 条第 1 項第五号及び第六号

## 3. 背景及び目的

## &lt;背景&gt;

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005年2月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減する義務を負うことになり、同年4月には「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。

産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて民生・運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーを進めることが必要とされている。

## &lt;目的&gt;

本事業は、事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的とする。特に、先端的な設備・技術や中小企業の取組みに対する支援に重点を置くこととする。今後、高い省エネルギー効果が得られた、支援プロジェクトの内容を公表することによって他の事業者の一層の省エネルギー努力を促し、省エネルギー技術の普及を図る。

## &lt;実施の効果（平成22年度以前に採択した案件のうち、平成23年度も引き続き実施する案件による見込）&gt;

設備導入による省エネルギー効果 約38.6万k1/年（原油換算）

## 4. 事業内容

## 4-1. 事業概要

## &lt;事業概要&gt;

エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取組みに対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

## 4-2. 事業方針

## 4-2-1 省エネ設備設置に係るもの

## &lt;補助要件&gt;

## ①補助対象者

全業種を対象とする。なお、平成23年度は新規公募は行わず、平成22年度以前に採択した複数年度事業（以下、「継続事業」という）実施者のみを対象とする。

## ②補助対象事業

「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いと認められる省エネルギー設備。技術の導入事業を対象とする。

なお、以下の事業については、重点的に支援する。

- ・ 省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業

- ・ 経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業
  - ・ 積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた省エネルギー事業
  - ・ 高性能工業炉導入事業
  - ・ 天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業
  - ・ 業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業
  - ・ 中小企業(中小企業基本法の定義に基づく)における省エネルギー事業
- なお、平成23年度は継続事業のみを対象とする。

### ③省エネ効果

省エネルギー率1%以上または省エネルギー量(原油換算)1000k1/年以上

### ④審査項目

#### ・政策的意義

上記②で示した重点的に支援する事業であるか。

#### ・省エネ効果

上記③で示した省エネルギー効果が達成されるものであるか。

#### ・費用対効果

補助事業に要する費用1億円あたりの原油削減量が妥当であるか。

#### ・技術の普及可能性・先端性

市場に普及しきっておらず、一定の費用(投資)回収期間が必要なものであり、かつ、波及効果等が見込まれるものであるか。

※なお、先端性評価については、平成22年度以前に採択された事業については適用しない。

### <補助率等>

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単独事業	1/3以内	5億円 /事業	原則単年度事業
複数連携事業	1/2以内	1.5億円 /年度	
大規模事業	1/3以内		

## 4-2-2 高効率省エネ機器等の設置に係るもの(運輸関連の認定機器)

### <補助要件>

#### ①補助対象者

国土交通省による要件審査・事業認定を受けた省エネルギー事業を実施しようとする者とする。なお、平成23年度は新規公募は行わず、平成22年度以前に採択した複数年度事業(以下、「継続事業」という)実施者のみを対象とする。

#### ②補助対象事業

以下に示す事業で、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。

- ・ 海上運送事業用船舶への省エネ設備・技術の導入事業
- ・ 貨物自動車運送事業者の保有する貨物自動車への省エネ機器の導入事業
- ・ 倉庫業者の事業所に設置されている機器を省エネ機器に代替する事業
- ・ トラックターミナルや荷さばき所などの物流拠点施設における設備等を省エネ

- 化する事業
- ・ 貨物自動車運送事業者に EMS 用機器をリースし、EMS を実施させる事業、自動車運送事業者等が自ら EMS 用機器を導入し、EMS を実施する事業
  - ・ 現在使用している機関車、旅客車両を省エネ型機関車、旅客車両へ代替する事業
  - ・ 鉄道車両から発生する回生電力を吸収し、その電力を利用するための回生電力貯蔵装置を導入する事業
  - ・ タクシー事業者等への省エネ設備・技術の導入事業
  - ・ 荷主と物流事業者のパートナーシップにより省エネを図る事業
  - ・ 航空機の運航を支援する空港内事業者等の GPU（航空機用地上動力設備）及び GSE（Ground Support Equipment）導入による省エネ事業
  - ・ 臨港地区において港湾貨物の荷役に供する設備について、現に設置されている設備等を省エネ化する事業
- なお、平成 23 年度は継続事業のみを対象とする。

### ③省エネ効果

以下の省エネ効果の達成が見込まれると評価された事業を対象。

- ・ 事業場、営業所等の場合  
省エネルギー率 1% 以上
- ・ 設備・機器単体の場合  
省エネルギー率 10% 以上

### ④審査項目

- ・ 政策的意義  
国土交通省が認定した省エネルギー事業であるか。
- ・ 省エネ効果  
上記③で示した省エネルギー効果が達成されるものであるか。
- ・ 費用対効果  
補助事業に要する費用1億円あたりの原油削減量が妥当であるか。
- ・ 技術の普及可能性・先端性  
市場に普及しきっておらず、一定の費用(投資)回収期間が必要なものであり、かつ、波及効果等が見込まれるものであるか。  
※なお、先端性評価については、平成 22 年度以前に採択された事業については適用しない。

### < 補助率等 >

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単独事業	1 / 3 以内	5 億円 / 事業	原則単年度事業

#### 4-2-3 事業規模

##### <平成23年度事業規模>

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） 8,321百万円

- ※1 継続事業分のみ。
- ※2 業務管理費を含む。
- ※3 事業規模については変動があり得る。

#### 4-3. これまでの事業実施状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
採択実績額 (百万円)	8,404	10,942	11,487	14,722	23,125
応募件数	199	231	176	339	473
採択件数	120	111	65	314	399
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
採択実績額 (百万円)	29,556	35,421	29,190	23,875	
応募件数	391	539	423	336	
採択件数	331	388	305	152	

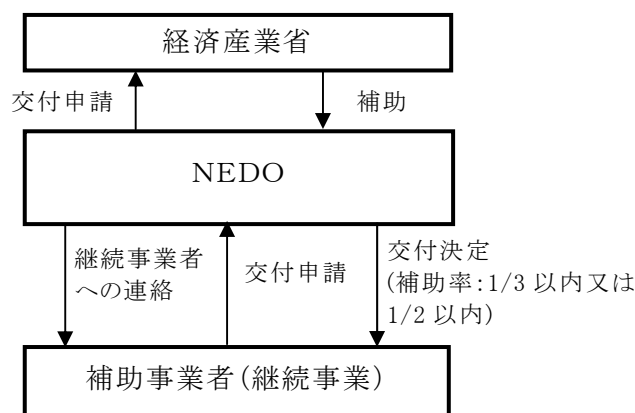
※1 平成20年度は、補正予算による追加公募において採択した件数を含む。

※2 件数には複数年度事業にかかる2年度目以降の交付決定分は除く。

#### 5. 事業の実施方式

##### 5-1. 実施体制

##### <実施スキーム>



##### 5-2. 公募

平成23年度は新規公募は行わず、継続事業のみを対象とする。

##### 5-3. 交付決定方法

平成22年度までに、外部有識者による「審査項目」に基づく審査を経て採択された継続事業者のみを対象とするため、平成23年度の交付決定は、事業者からの交付申請書について、エネルギー対策推進部において「審査項目」に係る審査を行った上で、交付規程に基づき交付決定を行う。

## 6. その他重要事項

### 6-1 事業評価

NEDO は、我が国の政策的及び技術的観点並びに事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、事業評価を平成23年度事業終了後に実施する。

### 6-2 成果報告

事業終了後、普及促進を目的に1年間データを収集・分析しその結果を公表する。

※補助事業実施後1年間に亘り、補助事業の効果に関する実績を測定した後、結果を90日以内に所定の様式により報告するものとする。

## 7. スケジュール

平成23年4月1日（予定） 交付決定

## 8. 実施方針の改定履歴

平成23年3月24日 制定